



※ 処理 事項	発行年月日	整理番号	事務用 印 分	管理番号	申告区分
	通信日付	確認			

年 月 日
あて先 松 戸 市 長

法人番号 申告年月日
年 月 日

所在地 <small>松戸市が支店等の場合は本店所在地を併記</small>	(電話)		この申告の基礎	1. 法人税の <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日の修正申告書の提出による 2. 法人税の <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日の更正・決定・再更正による
(ふりがな)			事業種目	
法人名			期末現在の資本金の額 又は出資金の額	乗: 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(ふりがな)	経理責任者氏名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
代表者氏名			期末現在の 資本金等の額	

年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準 (十億 百万 千 円)	法人税割額	
		税率100	税 額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0 0 0	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $[-\frac{⑤}{23} \times ④]$	⑥	0 0 0	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0 0
均等割額	⑯	算定期間中において事務所等を有していた月数	円 × $\frac{⑮}{12}$
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		0 0
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑱		0 0
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑱	⑲		0 0
⑲のうち見込納付額	⑳		
差 引 ⑲-㉑	㉑		

松戸市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		松戸市分の均等割に の税率適用区分に 用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち松戸市 分の従業者数	人
合 計		㉒ 人	㉓ 人	㉔ 人

指 場 定 合 都 の 市 に ⑩ 申 告 す 計 算	区 分	※ 区 コ ー ド	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日		法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	年 月 日		
					0 0	解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
					0 0	残余財産の最後の分配又は引渡の日	年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					0 0	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	年 月 日から		
					0 0	この申告の期間	年 月 日まで		
					0 0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
					0 0		口座番号(普通・当座)		
					0 0	還付請求税額	千億 百万 千 円		
					0 0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士署名 電話番号()

※ 処理 事項	発行年月日	整理番号	事務用 印 分	管理番号	申告区分
	通信日付	確認			

年 月 日
あて先 松 戸 市 長

法人番号 申告年月日
年 月 日

所在地 (電話)

この申告の基礎
1. 法人税の 年 月 日
の修正申告書の提出による
2. 法人税の 年 月 日
の更正・決定・再更正による

事業種目

法人名 期末現在の資本金の額 又は 出資金の額 乗: 十億 百万 千 円

代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 期末現在の 資本金等の額

年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準 (十億 百万 千 円)	法人税割額	
		税率100	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	000	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $[-\frac{⑤}{23} \times ④]$	⑥	000	
市町村市民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		00
均等割額	⑯	算定期間中において事務所等を有していた月数	円 × $\frac{⑮}{12}$ ⑰
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱		00
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		00
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲	⑳		00
⑳のうち見込納付額	㉑		
差 引 ㉑-⑳	㉒		

松戸市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		松戸市分の均等割に の税率適用区分に 用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち松戸市 分の従業者数	人
合 計		⑳ 人	㉑ 人	㉒ 人

指 定 合 都 市 市 ⑩ 申 告 計 算	区 分	※ 区 ド	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日		法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	年 月 日		
					00	解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
					00	残余財産の最後の分配又は引渡の日	年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	年 月 日 から		
					00	この申告の期間	年 月 日 まで		
					00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
					00		口座番号(普通・当座)		
					00	還付請求税額	千億 百万 千 円		
					00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士 署名 電話番号()

第20号様式記載要領

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告(通算親法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限る)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、松戸市長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」)第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を添付してください。
- (4) 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人)にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を添付してください。
- (5) 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の填補に充てた法人)にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「※処理事項」	記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印をつけて記載してください。
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
5 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 (留意事項) 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
6 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 (留意事項) (1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除く)法第292条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除く)令和2年旧法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額
8 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(以下「別表1」)の10の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)に記載します。 なお、()内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。 (留意事項) (1) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限る)、連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限る)は、記載しないでください。 (2) 松戸市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
9 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人、連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、松戸市内のみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人、連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人 第20号様式別表1の④の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の③の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (留意事項) (1) 税額の計算を行う場合の税率は、松戸市の定める税率を用います。 (2) 松戸市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
10 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額(⑤/③×④) ⑥」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、松戸市内のみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の松戸市分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (留意事項) (1) 税額の計算を行う場合の税率は、松戸市の定める税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。 (3) 松戸市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
11 「⑩のうち見込納付額②」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む)が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」)第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る)を含む)が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
12 「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
13 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。